

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第一条関係）	1
○航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）（第二条関係）	62
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（附則第六条関係）	72

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">（株式等の内容に関する事項）</p> <p>第一条の九の五 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三までに掲げるものうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）第六十二条の規定により振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。次項において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p> <p style="text-align: center;">（政令第十条の二の金額）</p> <p>第三条の十三の四 政令第十条の二に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">（政令第二十条の二の十九の額）</p>	<p style="text-align: center;">（株式等の内容に関する事項）</p> <p>第一条の九の五 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二までに掲げるものうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）第六十二条の規定により振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。次項において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p> <p style="text-align: center;">（政令第二十条の二の十八の額）</p>

第三条の十五 政令第二十條の二の十九に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五條第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条及び第四條において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

（政令第二十一條の七の額）

第四條 政令第二十一條の七に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、特定株式等について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

（法第七十二條の二十五第八項の申告書に添付する書類）

第四條の五 法第七十二條の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第四條の七までにおいて同じ。）の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 当該事業年度の貸借対照表（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号口において同じ

第三条の十五 政令第二十條の二の十八に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、租税特別措置法第五十五條第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この条及び第四條において「特定株式等」という。）について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

（政令第二十一條の六の額）

第四條 政令第二十一條の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、特定株式等について、それぞれ当該法人別に次に掲げるところにより算定した額の合計額とする。

一及び二 略

（法第七十二條の二十五第八項の申告書に添付する書類）

第四條の五 法第七十二條の二十五第八項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第四條の七までにおいて同じ。）の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一 当該事業年度の貸借対照表

。及び損益計算書（損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号口において同じ。）

二略

三 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四 当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。第四条の六の二第四号において同じ。）がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

（法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類）

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号（法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、第一号及び第二号）に掲げるもの（当該各号に掲げるも

及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）

二略

（法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類）

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号

に掲げるもの（当該各号に掲げるも

の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したものとす。

一 当該事業年度の貸借対照表（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）及び損益計算書（損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）

二 略

三 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四 当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したものとす。

一 当該事業年度の貸借対照表

及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）

二 略

（法第七十二条の二十六第四項の申告書に添付する書類）

第四条の七 法第七十二条の二十六第四項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（以下この条及び第六条において「中間期間」という。）に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）

イ 中間期間終了の日における貸借対照表（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）及び中間期間の損益計算書（損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 略

ハ 中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の前日に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人及び同項第四号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次（同項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、イ及びロ）に掲げるもの（当該次に掲げるものの

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 法第七十二条の二十六第一項に規定する中間期間（以下この条及び第六条において「中間期間」という。）に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）

イ 中間期間終了の日における貸借対照表
及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて 同じ。）

ロ 略

二 略

三 法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人及び同項第四号に掲げる事業を行う法人 中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次
に掲げるもの（当該次に掲げるものの

作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）

イ 中間期間終了の日における貸借対照表（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）及び中間期間の損益計算書（損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 略

ハ 中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の前日に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

四 略

（法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の総務省令で定める経済構造統計等）

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する

総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従

作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては、当該電磁的記録を出力したもの）

イ 中間期間終了の日における貸借対照表

及び中間期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ 略

四 略

（法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数

第七条の二

業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

2 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、前項に規定する統計表に記載された

従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

（福島県双葉郡檜葉町等に係る従業者数の定義の特例）

第七条の二の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、経済構造統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号。以下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。）により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数

法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により調査した令和三年六月一日

現在における従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

（福島県双葉郡檜葉町等に係る従業者数の定義の特例）

第七条の二の二 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）による改正前の経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号。以下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。）により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数

の確定数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等）

第七十二条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち次の各号に掲げるものをいう。

- 一 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち品目編第二表（商品分類（小売）別事業所数及び年間商品販売額―全国、都道府県、市区、郡部）
- 二 産業横断的集計のうち売上（収入）金額等第一―一表（産業（中分類）、経営組織（三区区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、一事業所当たり従業者数、一事業所当たり売上（収入）金額及び従業者一人当たり売上（収入）金額―全国、都道府県）
- 三 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち産業編（都道府県表）第五表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別

の確定数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額）

第七十二条の二の九

、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)

2) 法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計

の最近に公表

された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「一 二 小売商品計

」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名

が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「一 二 小売業」のうち「一 個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」

のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表

の表頭「商品販売形態別」のうち「三 通信・カタ

ログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「一 二 小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四 インタ

ーネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「一 二 小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五

法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五

十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表

の表頭「六〇 其他の小売」

のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産

業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ

販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネ

ット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動

自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービズ産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・

販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計

」の欄の額の合計額と、

平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・

カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売額」のうち「年間商品販売額」の表側「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額に相当する額」として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める経済構造統計等）

カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売額」のうち「年間商品販売額」の表側「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額」として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額）

第七條の二十 政令第三十五條の二十第一項第一号に規定する総務省令

で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業に関する集計第一表（サービス関連産業（小分類）、単独・本所・支所別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）とする。

2 政令第三十五條の二十第一項第一号に規定する経済構造統計

の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項に規定する統計表

収入を得た相手先別収入額	個人	の表頭「
	（一般消費者）」	
の表側「K 不動産業、物品賃貸業」のうち「〇 総数」の欄の額から		
「六八一 建物売買業、土地売買業」のうち「〇 総数」、「六九一 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち「〇 総数」、「六九二 貸家業、貸間業」のうち「〇 総数」、「六九四 不動産管理業」のうち「〇 総数」、「七〇〇 総合リース業」のうち「〇 総数」、「七〇二 産業用機械器具賃貸業」のうち「〇 総数」及び「七〇四 自動車賃貸業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額、表側「L		

第七條の二十

政令第三十五條の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則により平成二十八年六月一日現在により行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第七表（サービス関連産業B（細分類）、単独・本所・支所（三区分別）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数」のうち「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一 建物売買業、土地売買業」、「六九一 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「六九二 貸家業、貸間業」、「六九四 不動産管理業」、「七〇〇 総合リース業」及び「七〇二 産業用機械器具賃貸業」の各欄の額を控除した額、表側「L

学術研究、専門・技術サービス業」のうち「〇 総数」の欄の額から
 「七一 学術・開発研究機関」のうち「〇 総数」、「七二八 経営コ
 ンサルタント業、純粹持株会社」のうち「〇 総数」、「七三 広告業
 」のうち「〇 総数」、「七四E 商業写真業」のうち「〇 総数」及
 び「七四九 その他の技術サービス業」のうち「〇 総数」の各欄の額
 を控除した額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち「〇 総数
 」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「〇 総
 数」の欄の額から「七九一 旅行業」のうち「〇 総数」、「七九五
 火葬・墓地管理業」のうち「〇 総数」、「八〇三 競輪・競馬等の競
 走場、競技団」のうち「〇 総数」及び「八〇Q 娯楽に附帯するサ
 ービス業」のうち「〇 総数」の各欄の額を控除した額、表側「〇 教育
 、学習支援業」のうち「〇 総数」の欄の額から「八二N 社会通信教
 育」のうち「〇 総数」の欄の額を控除した額並びに表側「R サービ
 ス業（他に分類されないもの）」のうち「〇 総数」の欄の額から「八
 八二 産業廃棄物処理業」のうち「〇 総数」、「九〇一 機械修理業
 （電気機械器具を除く）」のうち「〇 総数」、「九一二 労働者派遣
 業」のうち「〇 総数」、「九二A ビルメンテナンス業」のうち「〇
 総数」及び「九二九 他に分類されない事業サービス業」のうち「〇
 総数」の各欄の額を控除した額の合計額とする。ただし、当該額が公
 表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の
 変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額
 を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道
 府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新た

学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額から
 「七二八 経営コ
 ンサルタント業、純粹持株会社
 」、「七三 広告業
 」、「
 」、「七四六二 商業写真業
 」、「及
 び「七四九 その他の技術サービス業
 」、「の各欄の額
 を控除した額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業
 」、「の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業
 」、「の欄の額から「七九一 旅行業
 」、「、「七九五
 火葬・墓地管理業
 」、「、「八〇三 競輪・競馬等の競
 走場、競技団
 」、「及び「八〇九六 娯楽に附帯するサ
 ービス業
 」、「の各欄の額を控除した額、表側「〇 教育
 、学習支援業
 」、「の欄の額から「八二一六 社会通信
 教育
 」、「の欄の額を控除した額並びに表側「R サービ
 ス業（他に分類されないもの）
 」、「の欄の額から「八
 八二 産業廃棄物処理業
 」、「、「九〇一 機械修理業
 （電気機械器具を除く）
 」、「、「九一二 労働者派遣
 業
 」、「、「九二二一 ビルメンテナンス業
 」、「及び「九二九 他に分類されない事業サービス業
 」、「の各欄の額を控除した額の合計額とする。ただし、当該額が公
 表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の
 変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額
 を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道
 府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新た

に属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(法第七十二条の百十五第一項の総務省令で定める経済構造統計等)

第七條の二の十五 法第七十二条の百十五第一項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表(経営組織(二区分)別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村)とする。

2 法第七十二条の百十五第一項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、前項に規定する統計表に記載された結果による各市町村の従業者数から減じたものとする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合

若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとしてすることができる。

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七條の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で

に属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(法第七十二条の百十五第一項の従業者数)

第七條の二の十五

法第七十二条の百十五第一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数とする。ただし、当該従業者数の確定数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとしてすることができる。

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七條の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で

定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を経営する者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営する者又はこれらの事業を営することが確実であると見込まれる者とする。

2及び3 略

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋にあつては外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、

定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に掲げる事業を経営する者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営する者又はこれらの事業を営することが確実であると見込まれる者とする。

2及び3 略

（法第三百四十三条第十項の家屋の附帯設備）

第十条の二の十五 法第三百四十三条第十項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋にあつては外壁仕上、内壁仕上、天井仕上、造作、床

屋根仕上又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

259 略

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援

、同条第三項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、意見表明等支援事業及び子育て世帯訪問支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 及び14 略

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業

又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

259 略

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型児童発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第六項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 及び14 略

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業

、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あつせん事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

16| 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(法第三百八十二条第一項の総務省令で定める事項)

第十五条の五の三 法第三百八十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一及び二 略

三 不動産登記法第一百九条第六項の申出をした者の住所が記録されている登記簿の表題部について土地又は建物の表示に関する登記をした場合 当該住所に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（第二百二条の十に規定する公示用住所（第十五条の五の五から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所」という。））

(法第三百八十二条第二項第二号の総務省令で定める者)

第十五条の五の四 法第三百八十二条第二項第二号に規定する総務省令で

、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、養子縁組あつせん事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(法第三百八十二条第一項の総務省令で定める事項)

第十五条の五の三 法第三百八十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一及び二 略

定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

(法第三百八十二条第二項第三号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二条第二項第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合とする。

(法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項)

第十五条の五の六 法第三百八十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）

において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所とする。

2 法第三百八十二条第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所（公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨）とする。

（法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし書の総務省令で定める措置）

第十五条の五の七 略

（法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等）

第十五条の五の八 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定めるものは、不動産登記法第百十九条第六項の申出がされた土地又は家屋に係る当該申出をした者の登記簿上の住所とする。

2 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合（法第三百八十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。）とする。

3 法第三百八十二条の四の閲覧及び交付は、不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者又はその相続人から求めがあつた場合には、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該者の登記簿上の住所を記載したものを閲覧に供し、又は法第三百八十二条の三に規定

（法第三百八十二条の二第一項ただし書及び第三百八十二条の三ただし

書の総務省令で定める措置）

第十五条の五の四 略

する証明書に当該住所を記載したものを交付することにより行うものとする。

4 法第三百八十二条の四に規定する住所に代わるものとして総務省令で定める事項は、当該住所に係る公示用住所とする。

(政令第五十四条の十三の四第一項の施設等)

第十六条の五の三 政令第五十四条の十三の四第一項に規定する総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第二条第一項第一号から第四号までに掲げる施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供されるもの以外のものとする。

一 総合保養地域整備法第二条第一項第一号に掲げる施設 次に定める施設

イ ソ 略

ツ 遊漁船等利用施設(スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する船舶をいう。))その他の船舶に係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港及び漁場の整備に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げ

(政令第五十四条の十三の四第一項の施設等)

第十六条の五の三 政令第五十四条の十三の四第一項に規定する総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第二条第一項第一号から第四号までに掲げる施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他の当該施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供されるもの以外のものとする。

一 総合保養地域整備法第二条第一項第一号に掲げる施設 次に定める施設

イ ソ 略

ツ 遊漁船等利用施設(スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する船舶をいう。))その他の船舶に係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げ

る施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。）。

ネ 略

二〽四 略

2 略

（政令第五十四条の十三の五第五項の施設）

第十六条の五の五 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 及び二 略

三 スポーツ施設 次に定める施設

イ〽レ 略

る施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいい、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。）。

ネ 略

二〽四 略

2 略

（政令第五十四条の十三の五第五項の施設）

第十六条の五の五 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 及び二 略

三 スポーツ施設 次に定める施設

イ〽レ 略

ソ 遊漁船等利用施設（スポーツの用に供する遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する船舶をいう。）その他の船舶に係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいひ、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。）

2
略

（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一及び二 略

三 港湾法附則第十五項又は漁港及び漁場の整備等に関する法律附則第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に付された条件におい

ソ 遊漁船等利用施設（スポーツの用に供する遊漁船（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する船舶をいう。）その他の船舶に係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する漁港漁場整備法

第三条第一号イ若しくはハ又は第二号イ、ロ、ホ、トからヌまで若しくはカに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同条第二号イに掲げる施設にあつては駐車場に限るものとし、同号トに掲げる施設にあつては荷役機械並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設に限るものとし、同号リに掲げる施設にあつては宿泊所を除くものとし、同号カに掲げる施設にあつては広場、植栽及び休憩所に限るものとする。）により構成される施設をいひ、同法第六条第一項から第四項までの規定に基づき指定された漁港の区域内において整備されるものに限る。）

2
略

（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一及び二 略

三 港湾法附則第十五項又は漁港漁場整備法 附則第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に付された条件におい

て国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地
24 略

附則

(政令附則第五条の七の金額)

第二条の六の三 政令附則第五条の七に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額(同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額)とする。

(法附則第九条第二十一項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十一項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要す

て国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地
24 略

附則

(法附則第九条第二十項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第九条第二十一項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

第二条の九 法附則第九条第二十一項に規定する原子力損害の賠償に要す

る金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

4 法附則第九条第二十二項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第

る金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十二項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の八第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

2 法附則第九条第二十一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とし、法附則第九条第二十一項に規定する配電事業者が同項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付するものにあつては当該配電事業者が同令第四十五条の二十一の十一第一項の規定により当該一般送配電事業者から回収される金銭の額とする。

3 法附則第九条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の九第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

4 法附則第九条第二十一項に規定する一般送配電事業者で総務省令で定めるものは、電気事業法施行規則第四十五条の二十一の十第一項及び第

四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十三項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十三項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(政令附則第六条の第二十三項の金額)

第二条の十一 政令附則第六条の第二十三項に規定する総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 電気供給業を行う法人が小売電気事業（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売電気事業をいう。）を行う場合 広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（令和六年経済産業省告示第六十五号。次号において「拠出金告示」という。）第一号に規定するものに限る。）の金額

- 二 電気供給業を行う法人が一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。）又は配電事業（同項第十

四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者とする。

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の十 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

一号の二に規定する配電事業をいう。)を行う場合 広域的運営推進
機関に対して支払うべき拠出金(拠出金告示各号に規定するものに限
る。)の金額

(福島県双葉郡檜葉町等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江
町並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適
用については、当分の間、経済構造統計の最近に公表された結果による
当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済
センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)による改正
前の経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百二十五号。以
下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。)により調
査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数の確定
数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本
台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に
基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得
た従業者数(その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査し
た同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧
経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村
の従業者数とする。)とする。

(政令附則第六条の十六第五項の鉄道事業者等)

第三条の二の六 政令附則第六条の十六第五項に規定する旅客鉄道事業を

(福島県双葉郡檜葉町等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江
町並びに相馬郡飯館村に対する法第七十二条の百十五第一項の規定の適
用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による
当該市町村の従業者数は、第七条の二の十五の規定にかかわらず、経済
センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)による改正
前の経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百二十五号。以
下この条において「旧経済センサス基礎調査規則」という。)により調
査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数の確定
数に、令和三年五月三十一日において住民基本台帳法に基づき住民基本
台帳に記載されている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に
基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得
た従業者数(その従業者数が旧経済センサス基礎調査規則により調査し
た同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、旧
経済センサス基礎調査規則により調査した同日現在における当該市町村
の従業者数とする。)とする。

経営する鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（第一号において「鉄道事業者」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業の用に供する不動産を取得する時点において、その営む鉄道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者

2 | 政令附則第六条の十六第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産のうち政令附則第六条の十六第六項各号に掲げるもの以外のものであることについて国土交通大臣の証明を受けた不動産とする。

3 | 政令附則第六条の十六第六項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

(法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋)

第三条の二の七 略

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の八 政令附則第七条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長（次項及び附則第三条の二の十一第一項において「財務局長」という。）又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十五条第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖縄総合事務局の長（次項及び附則第三条の二の十一第一項において「沖縄総合事務局長」という。）の証明がされた特定目的会社とする。

2 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の九 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の十一第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者について

(法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋)

第三条の二の六 略

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の七 政令附則第七条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長（次項及び附則第三条の二の九第一項において「財務局長」という。）又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十五条第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖縄総合事務局の長（次項及び附則第三条の二の九第一項において「沖縄総合事務局長」という。）の証明がされた特定目的会社とする。

2 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の八 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者について

は同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。
一〜三 略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の十 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の十一 略

2 政令附則第七条第七項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の九第二項各号に掲げるものとする。
。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の二の九第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十二 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十三 略

(政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業)

は同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。
一〜三 略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の九 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の十 略

2 政令附則第七条第七項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の七第二項各号に掲げるものとする。
。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の二の七第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十一 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十二 略

(政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業)

第三条の二十四 略

(政令附則第七条第十二項の施設)

第三条の二十五 略

(政令附則第七条第十五項第二号の建築物)

第三条の二十六 略

(政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助)

第三条の二十七 略

(法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二十八 略

2 略

(政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋)

第三条の二十九 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額(附則第三条の二十一において「増築等の工事に要した費用の額」という。)が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の二十三 略

(政令附則第七条第十二項の施設)

第三条の二十四 略

(政令附則第七条第十五項第二号の建築物)

第三条の二十五 略

(政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助)

第三条の二十六 略

(法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二十七 略

2 略

(政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋)

第三条の二十八 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋について行う同項に規定する増築等の工事に要した費用の額(附則第三条の二十において「増築等の工事に要した費用の額」という。)が三百万円以上であることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の二十 略

2 略

(政令附則第七条第二十二項の証明がされた家屋)

第三条の二十一 略

第三条の十九 略

2 略

(政令附則第七条第二十二項の証明がされた家屋)

第三条の二十 略

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二十一 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を道府県知事に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条第十四項の特定公益的施設等)

第三条の二十二 法附則第十一条第十四項に規定する特定公益的施設

又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二十二 法附則第十一条第十五項に規定する特定公益的施設

又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

第三条の二の二十三 政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 政令附則第十条の二の二第三項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十条の二の二第六項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十条の二の二第六項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の

(政令附則第七条第二十五項第二号の施設)

第三条の二の二十三 政令附則第七条第二十五項第二号に規定する総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七 政令附則第十条の二の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2 政令附則第十条の二の二第五項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。)の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3 政令附則第十条の二の二第五項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定するとび・土工事業で総務省令で定めるものは、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業とする。

5 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の

供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び新石垣空港とする。

7 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第八項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10
13
略

供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とする。

6 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

7 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業とする。

8 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10
13
略

第四条の八 略

- 2 政令附則第十条の二の二第九項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。
- 3 政令附則第十条の二の二第十一項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 〽 11 略

- 12 政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

- 一 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能
- 二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能
- 三 赤外線投光機能

13 略

- 14 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこ

第四条の八 略

- 2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで及び第十六号の三十様式とする。
- 3 政令附則第十条の二の二第十項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 〽 11 略

- 13 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこ

12 略

れらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15| 略

16| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条

第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設

（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定

れらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十五項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（熱回収又は再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

14| 略

15| 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号

の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定

れらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定

の適用を受けるものを除く。)並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

17 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置及びイオン交換装置

とする。

18
～
21 略

22 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

23 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両(日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替を伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。)を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のい

の適用を受けるものを除く。)並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

16 法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

17 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。)とする。

18
～
21 略

22 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

23 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める車両は、既に事業の用に供されていた車両(日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十二条の規定により承継した車両のうち、エンジンその他の主要な部分品の修繕又は取替を伴う大規模な修理又は改造が行われたことがあるものに限る。以下この項において「既存更新車両」という。)を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存更新車両に代えて当該事業の用に供される車両であつて、次に掲げる要件のい

れかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

24 政令附則第十一条第九項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスペンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

25 略

26 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

27 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 略

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十

れかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

24 政令附則第十一条第八項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、デイスペンサーを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナッパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

25 略

26 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

27 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 略

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十

- 三條第一項第四号イ に掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドブラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（ロにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの
- ロ 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ロ に掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの
- 28 略
- 29 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法 第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 五 略
- 30 略
- 32 略
- 33 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通

- 三條第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドブラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）（ロにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの
- ロ 海上運送法施行規則第四十三條第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの
- 28 略
- 29 政令附則第十一条第十三項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号） 第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 五 略
- 30 略
- 32 略
- 33 政令附則第十一条第十四項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通

大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

34 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 第七条 第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 略

35 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

36 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37 政令附則第十一条第十八項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都

大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

34 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号） 第七条 第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 略

35 政令附則第十一条第十六項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

36 政令附則第十一条第十六項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

37 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都

市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38 政令附則第十一条第十九項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

41 法附則第十五条第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第二号において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置

市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

38 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

41 法附則第十五条第十八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。以下この項において「利用促進法施行令」という。）第二条第六号。以下この項において「利用促進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装

、出荷装置、送風機又は配管を含む。)のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(第四十三項第二号において「中小事業者等」という。)又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものである。

置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。)のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(第三号において「中小事業者等」という。)又は同項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものである。

二 エタノール製造設備(利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置(蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。)又は膜処理装置(膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。)を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。)

三 脂肪酸メチルエステル製造設備(利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。)のうち中小事業者等が新設したものである。

四 ガス製造設備で次のいずれかに該当するもの

42 法附則第十五条第十八項第二号に規定するエタノールその他の総務省令で定める燃料は、利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル」という。）とする。

43 法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

- 一 エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに

イ 利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

ロ 利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

42 法附則第十五条第十八項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉砕器、压榨装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44 法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素及びメタンとする。

45 法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一 利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃烧装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これら

<p>と同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。)</p>	<p>46 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。</p>	<p>47 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>48 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。</p>	<p>49 略</p> <p>50 政令附則第十一条第二十七項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>51 略</p> <p>52 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。</p> <p>一 六 略</p>
<p>43 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。</p>	<p>44 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>45 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。</p>	<p>46 略</p> <p>47 政令附則第十一条第二十六項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。</p> <p>一 三 略</p>	<p>48 略</p> <p>49 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。</p> <p>一 六 略</p>	

53| 政令附則第十一条第二十九項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

54| 政令附則第十一条第三十項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十九項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

55| 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる
太陽光発電
設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

- 一| 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二條の第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- イ| 出力五十キロワット以上であること。
- ロ| 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1)| 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

50| 政令附則第十一条第二十八項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

51| 政令附則第十一条第二十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第二十八項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

52| 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

に限る。)又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(需要
家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。)を受けて取得した
設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二十四第一項
に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により
取得した設備

ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

ニ 公有地に設ける設備でないこと。

二 産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補
助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基
金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受
けて取得した設備

56|
59| 略

60| 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める規模は
、出力二万キロワットとする。

61| 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する特定バイオマス発電設備
で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関
する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第三
条第二十七号に定める設備の区分等に該当する設備とする。

62| 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する総務省令で定めるもの
は、第五十五項第二号に掲げる設備とする。

63| 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模
は、出力五千キロワットとする。

53|
56| 略

57| 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する総務省令で定める規模
は、出力五千キロワットとする。

<p>64 法附則第十五条第二十五項第四号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。</p> <p>65 略</p> <p>69 略</p>	<p>70 政令附則第十一条第三十五項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>71 法附則第十五条第三十項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一 政令附則第三十條第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者</p> <p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>	<p>二 政令附則第三十條第二号に規定する電気通信事業者</p> <p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備</p> <p>三 政令附則第三十條第三十條に規定する電気通信事業者</p> <p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設</p>
--	---	--	--

<p>58 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。</p> <p>59 略</p> <p>63 略</p>	<p>64 政令附則第十一条第三十四項第六号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>65 法附則第十五条第三十項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一 政令附則第三十條第一号に規定する一般送配電事業者又は配電事業者</p> <p>管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置及び電話ケーブル</p>	<p>二 政令附則第三十條第二号に規定する電気通信事業者</p> <p>市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し、又は保護するための土木設備</p> <p>三 政令附則第三十條第三十條に規定する電気通信事業者</p> <p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設</p>
--	---	--	--

<p>四項第三号に規定する事業者</p>	<p>備</p>	72] 略	73] 及び 74] 略	75] 法附則第十五条第三十三項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。	76] 及び 78] 略	79] 法附則第十五条第三十八項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十一条の三各号に掲げるもののうち同令第十条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。	80] 法附則第十五条第三十八項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。	81] 略	82] 法附則第十五条第三十九項に規定する地域における需要に応じ多様な
<p>三項第三号に規定する事業者</p>	<p>備</p>	66] 略	68] 及び 69] 略	70] 法附則第十五条第三十四項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。	71] 及び 73] 略	74] 法附則第十五条第三十九項に規定する一体型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則 <p>第十一条の三各号に掲げるものうち同令第十条の二各号に掲げる施設等の整備に関する事業とする。</p>	75] 法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に掲げるものとする。	76] 略	77] 法附則第十五条第四十項に規定する地域における需要に応じ多様な

主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注22(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

83| 及び84| 略

85| 法附則第十五条第四十項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 及び二 略

86| 法附則第十五条第四十一項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

87| 法附則第十五条第四十一項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

88| 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定める

主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局（無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2注21(1)に規定する地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限る。）とする。

78| 及び79| 略

80| 法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資産とする。

一 及び二 略

81| 法附則第十五条第四十二項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十一条第一項に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

82| 法附則第十五条第四十二項第二号に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものとして、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。

83| 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

89| 法附則第十五条第四十三項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

90| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得額の合計額

91| 略

92| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十四項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

ものは、港湾における脱炭素化促進事業に係る補助とする。

84| 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、陸上電力供給設備とする。

85| 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 略

二 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものであること。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額／設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得額の合計額

86| 略

87| 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十五項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

93| 法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。

94| 略

95| 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車^{が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。}

96| 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十五項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

88| 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車^{で総務省令で定めるものは、電気自動車（燃料電池自動車を除く。）とする。}

89| 略

90| 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動車^{が充電に際して駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは、次項に規定する充電設備により同時に充電することができる電気自動車（法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。次項において同じ。）の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積（当該面積が実際に要した面積と著しく異なる場合にあつては、市町村長が調査した面積）に相当する土地（当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該土地が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。}

91| 政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるものは、電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設備及び変電設備（当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、当該充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2及び3 略

4| 法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

5| 8| 略

9| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号(当該書類を提出する者の個人番号)に限る。次項及び第十二項において同じ。)を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〇五 略

10| 12| 略

13| 第九項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

14| 20| 略

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の二 法附則第二十九条の四第一項に規定する総務省令で定める一定の期間は、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税の納期限の翌日から平成十一年三月三十一日(当該市街化区域農地のう

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2及び3 略

4| 7| 略

8| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号(当該書類を提出する者の個人番号)に限る。次項及び第十一項において同じ。)を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〇五 略

9| 11| 略

12| 第八項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

13| 19| 略

(法附則第二十九条の四第一項の徴収猶予の期間)

第八条の二の二 法附則第二十九条の四第一項に規定する総務省令で定める一定の期間は、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税の納期限の翌日から平成十一年三月三十一日(当該市街化区域農地のう

ち法附則第十九条の三第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の表に規定する市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度の末日)までとする。

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第六項に規定する総務省令で定める施設は、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号までに掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
十一 菓子製造業(チョコレート製造業、キャンデー製造業)及びビスケット製造業に限る。	チョコレート、キャンデー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設

ち法附則第十九条の三第三項又は第四項の規定の適用を受けるものにあつては、同条第三項の表に規定する市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度の末日)までとする。

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第六項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄

に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする

業種	施設
十一 菓子製造業(チョコレート製造業、キャンデー製造業)及びビスケット製造業に限る。	チョコレート、キャンデー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設

<p>十五 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業</p>	<p>小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設</p>
--	--

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

（政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等）

第十五条 略

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第十項各号に掲げる事項とする。

（政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等）

第十六条 略

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法 第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

（政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等）

第十五条 略

2 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

（政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等）

第十六条 略

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措

置法施行規則第十一条の三第十項各号に掲げる事項とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 略

2～4 略

5 政令附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡(同条第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する譲渡をいう。)による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうち当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

6～8 略

置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第二十条 略

2～4 略

5 政令附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲渡による事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の金額に相当する金額とする。この場合において、当該特定株式の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうち当該特定株式の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)があるときは、当該共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る収入金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するものとする。

6～8 略

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十二條の二 略

- 2 附則第十三條の三第二項に規定する書類を添付して法第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四條の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七條の三第二項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき(当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百二十二号)第十四條第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。)は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四條の三第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 3 政令附則第二十七條の三第二項に規定する事業(以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同條第二項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第二十二條の二 略

- 2 附則第十三條の三第二項に規定する書類を添付して法第四十五條の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四條の二第二項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七條の三第二項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき(当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百二十二号)第十四條の二第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。)は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四條の三第二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 3 政令附則第二十七條の三第二項に規定する事業(以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同條第二項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類

を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第四条第二項第二号

に掲げる書類

4 略

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 政令附則第二十七条の三第五項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該

を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第四条の二第二項第二号

に掲げる書類

4 略

5 附則第十三条の三第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項に規定する書類を添付して法第三百七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第三百七条の三第一項に規定する確定申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した者が、当該申告書を提出した後、法附則第三十四条の二第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした者から当該土地等につき政令附則第二十七条の三第五項に規定する市町村長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたとき（当該土地等につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第一項に規定する税務署長の承認に係る通知書の写しの交付を受けたときを含む。）は、当該通知書の写しを、遅滞なく、市町村長に提出するものとし、当該通知書の写しの提出があつた場合には、当該土地等の譲渡は法附則第四十四条の三第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

6 政令附則第二十七条の三第五項に規定する事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該

確定優良住宅地造成等事業につき、同条第五項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条第二項第二号 に掲げる書類

第一号の三様式（第二条関係）

(略)

備考 1 略

2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税、道府県民税及び森林環境税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合には_____、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであること、法附則第5条の8の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額を記載すること。

3～5 略

確定優良住宅地造成等事業につき、同条第五項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には、平成二十四年一月一日から同月十六日までの間に、第一号に掲げる事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、市町村長に提出しなければならない。

一 略

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第二項第二号に掲げる書類

第一号の三様式（第二条関係）

(略)

備考 1 略

2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税、道府県民税及び森林環境税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであること_____

_____を記載すること。

3～5 略

第十七号様式別表（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

1～9 略

10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。（ハ）において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得

第十七号様式別表（用紙日本産業規格A5）（第十条関係）

第17号様式別表記載要領

1～9 略

10 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

(イ) 略

(ロ) 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（(ハ)に規定する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（ハ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。（ハ）において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第14項に規定する特別特定取得をい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。（ハ）において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得

をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第15項若しくは第18項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下

(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(三) 略

11～13 略

14 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の12第1項の規

をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、その旨を記載してください。

(ハ) 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下

(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

(三) 略

11～13 略

14 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規

定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の11第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15～21 略

様式三十一 所得控除等（第10条第1項）

第32号様式記載要領

1～3 略

4 「用途」の欄には、以下により記載すること。

(1) 木造家屋にあつては、戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫 _____ 又はその

他の別

(2) 木造以外の家屋にあつては、戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫 _____

_____ 又はその他の別

5～7 略

定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15～21 略

様式三十二 所得控除等（第10条第2項）

第32号様式記載要領

1～3 略

4 「用途」の欄には、以下により記載すること。

(1) 木造家屋にあつては、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵 又はその

他の別

(2) 木造以外の家屋にあつては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場 又はその他の別

_____ 又はその他の別

5～7 略

改 正 後	改 正 前
<p>（法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号口の旅客数の按分の方法）</p> <p>第一条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第一号イに規定する総務省令で定めるところにより按分した重量</u>（次項において「<u>按分延べ重量</u>」という。）は、当該空港において国内航空に従事する航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。）に係る<u>延べ重量</u>（第三条第一項に規定する<u>延べ重量</u>をいう。次項において同じ。）の三分の二の重量を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の重量を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した重量とする。</p> <p>2 空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した重量が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る<u>延べ重量の二分の一の重量に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該延べ重量の二分の一の重量を当該空港を設置している市町村に係る按分延べ重量</u>とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の重量について同項の規定の例により按分した重量を当該市町村に係る<u>按分延べ重量</u>とする。</p> <p>3 法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按</p>	<p>（法第二条第一項第一号の着陸料の収入額の按分の方法）</p> <p>第一条 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号。以下「法」という。）<u>第二条第一項第一号に規定する総務省令で定めるところにより按分した額</u>（次項において「<u>着陸料収入按分額</u>」という。）は、当該空港において収納されるべき着陸料の収入額</p> <p>（第三条第一項に規定する<u>着陸料の収入額</u>をいう。次項において同じ。）の三分の二の額を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の額を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した額とする。</p> <p>2 空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した額が当該空港において収納されるべき着陸料の収入額<u>の二分の一の額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、当該収入額の二分の一の額を当該空港を設置している市町村に係る着陸料収入按分額</u>とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の額について前項の規定の例により按分した額を当該市町村に係る<u>着陸料収入按分額</u>とする。</p>

分した数（次項において「按分旅客数」という。）は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数（第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。）の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。

4| 空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

5| 第一項及び第三項の空港の面積並びに空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積は、毎年四月一日（年度の中途において、これらの面積に著しい変動があつた場合又は新たに空港が供用開始された場合にあつては、総務大臣が別に定める日）現在における面積とする。

（法第二条第一項第二号の地区）

第二条 法第二条第一項第二号に規定する総務省令で定める地区は、同号に規定する市町村の区域のうち、航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き、国内航空に従事するものに限る。以下同じ。）の騒音について、次の算式により得た数値が六十二デシベル以上である地区とする。

3| 第一項 空港の面積並びに空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積は、毎年四月一日（年度の中途において、これらの面積に著しい変動があつた場合又は新たに空港が供用開始された場合にあつては、総務大臣が別に定める日）現在における面積とする。

（法第二条第一項第二号の地区）

第二条 法第二条第一項第二号に規定する総務省令で定める地区は、同号に規定する市町村の区域のうち、航空機（国内航空に従事するものに限る。以下同じ。）の騒音について、次の算式によつて得た数値が六十二デシベル以上である地区とする。

算式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,dj}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,dk}+10}{10}} \right) \right\}$$

算式の符号

この算式において、 $L_{AE,di}$ 、 $L_{AE,dj}$ 、 $L_{AE,dk}$ 、 T_0 及び T の意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$ 当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項に規定する日本産業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）

$L_{AE,dj}$ 単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,dk}$ 単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0 規準化時間（秒）とし、一

T 一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

2 略

（空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定）

第三条 法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属す

算式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,dj}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,dk}+10}{10}} \right) \right\}$$

算式の符号

この算式において、 $L_{AE,di}$ 、 $L_{AE,dj}$ 、 $L_{AE,dk}$ 、 T_0 及び T の意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$ 当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十條第一項に規定する日本産業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）

$L_{AE,dj}$ 単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,dk}$ 単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0 規準化時間（秒）とし、一

T 一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

2 略

（空港関係市町村に係る着陸料の収入額及び世帯数の算定）

第三条 法第二条第三項本文に規定する着陸料の収入額は、九月に譲与さ

る年の三月から翌年の二月までの間に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重量については、総務大臣が定める重量とする。

2| 法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。

ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

3| 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号の空港でないこととなった場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。

れる航空機燃料譲与税に係るものにあつては前年度の九月から二月までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額（空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定める着陸料その他これに類する着陸料の収入額（国内航空に従事する航空機に係るものに限るものとし、特別の事情がある場合には、総務大臣が定める額とする。）をいう。以下同じ。）とし、三月に譲与される航空機燃料譲与税に係るものにあつては前年度の三月から当該年度の八月までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額とする。ただし、各譲与時期以前十三月以内に供用開始された空港又は各譲与時期以前六月以内に供用廃止された空港に係る着陸料の収入額については、総務大臣が定める額とする。

2| 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期以前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号の空港でないこととなった場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。

(空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正)

第四条 前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2 延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するものとする。

重量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

3 旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万を超え人数	〇・二五

(空港関係市町村に係る着陸料の収入額及び世帯数の補正)

第四条 前条の規定によつて算定した着陸料の収入額及び世帯数は、次項から第七項までに規定する方法によつて補正するものとする。

2 着陸料の収入額は、次表の上欄に掲げる金額の区分によつて当該収入額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た金額の合計額を当該収入額で除して得た率を乗じて補正するものとする。

金額	率
五千万円以下の金額	一・〇
五千万円をこえ一億円以下の金額	〇・九
一億円をこえ二億円以下の金額	〇・八
二億円をこえ四億円以下の金額	〇・七
四億円をこえる金額	〇・六

4 第二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数は、更に、別表第一の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

5 前項の規定により補正された延べ重量及び旅客数は、更に、別表第二の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

6 世帯数は、次表の上欄に掲げる第二条第一項の数値の区分により同項の地区を区分し、当該区分に係る地区内の世帯数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を同項の地区内の世帯数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

略

7 前項の規定により補正された世帯数は、更に、別表第三の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

8 前二項の規定により補正された世帯数（以下この項において「補正世帯数」という。）が、第六項からこの項までの規定により補正された前年度の世帯数に〇・七を乗じて得た数に満たず、かつ、当該前年度の世帯数から当該補正世帯数を控除して得た数が千を超える場合には、当該補正世帯数は、当該前年度の世帯数に〇・七を乗じて得た数とするものとする。

（空港関係都道府県に係る延べ重量及び旅客数の補正）

第四条の二 空港関係都道府県（法第一条第一項の空港関係都道府県をい

3 前項の規定によつて補正された着陸料の収入額

は、更に、別表第一の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

4 前項の規定によつて補正された着陸料の収入額は、更に、別表第二の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

5 世帯数は、次表の上欄に掲げる第二条第一項の数値の区分によつて同項の地区を区分し、当該区分に係る地区内の世帯数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を同項の地区内の世帯数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

略

6 前項の規定によつて補正された世帯数は、更に、別表第三の上欄に掲げる空港の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

7 前二項の規定によつて補正された世帯数（以下本項において「補正世帯数」という。）が、第五項から本項までの規定によつて補正された前年度の世帯数に〇・七を乗じて得た数に満たず、かつ、当該前年度の世帯数から当該補正世帯数を控除して得た数が千を超える場合には、当該補正世帯数は、当該前年度の世帯数に〇・七を乗じて得た数とするものとする。

（空港関係都道府県に係る着陸料の収入額の補正）

第四条の二 空港関係都道府県（法第一条第一項の空港関係都道府県をい

う。以下同じ。) に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準となる空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村(同項の空港関係市町村をいう。以下同じ。)に係る法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数は、別表第四の上欄に掲げる空港に係る市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出)

第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 航空機燃料譲与税を空港関係市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該空港関係市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該空港関係市町村の延べ重量若しくは旅客数又は世帯数(第四条の規定による補正をした後の延べ重量若しくは旅客数又は世帯数をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た額とする。

う。以下同じ。) に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準となる空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村(同項の空港関係市町村をいう。以下同じ。)に係る法第二条第一項第一号の着陸料の収入額は、別表第四の上欄に掲げる空港に係る市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出)

第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として着陸料の収入額及び世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 航空機燃料譲与税を空港関係市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該空港関係市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該空港関係市町村の着陸料の収入額又は世帯数(第四条の規定による補正をした後の着陸料の収入額又は世帯数をいう。以下本項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た額とする。

算式

$$\frac{1}{4}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{4}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{1}{2}A \times \frac{G}{F+G}$$

算式の符号

- A 錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額
 - B 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量
 - C 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量
 - D 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数
 - E 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた旅客数
 - F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数
 - G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数
- 2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各空港関係市町村に譲与する額は、法第三条の規定により、当該譲与時期に各空港関係市町村に譲与すべき額から同項の加算すべき額の合計額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合計額を加算して得た額を第三条及び第四条の

算式

$$\frac{1}{2}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{2}A \times \frac{E}{D+E}$$

算式の符号

- A 錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額
 - B 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港に係る着陸料の収入額の合計額
 - C 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した着陸料の収入額—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた着陸料の収入額
 - D 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数
 - E 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数
- 2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各空港関係市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて、当該譲与時期に各空港関係市町村に譲与すべき額から同項の加算すべき額の合計額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合計額を加算して得た額を第三条及び第四条の

規定により算定し、及び補正した延べ重量及び旅客数並びに世帯数により各空港関係市町村に按分し、これに同項の加算すべき額を加算し、又は同項の減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 前二項の規定は、航空機燃料譲与税を空港関係都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときについて準用する。この場合において、第一項中「空港関係市町村」とあるのは「空港関係都道府県」と、「延べ重量若しくは旅客数又は世帯数」とあるのは「区域内の空港関係市町村に係る延べ重量若しくは旅客数又は世帯数」と、「第四条」とあるのは「第四条及び第四条の二」と、「空港関係都道府県」とあるのは「空港関係都道府県」と

、前項中「各空港関係市町村」とあるのは「各空港関係都道府県」と、「及び第四条」とあるのは「から第四条の二まで」と読み替えるものとする。

4 略

附 則

(空港関係市町村に係る世帯数の特例)

2 当分の間、第三条第三項本文に規定する世帯数が零となつた場合において、第四条第六項及び第七項の規定により 補正された前年度の世帯数が百以上千以下であつたときは、当該零となつた年度に限り、第二条第三項本文に規定する世帯数は、第三条第三項本文及び第四条第一項の規定にかかわらず、当該前年度の世帯数に〇・五を乗じて得た数とす

規定により算定し、及び補正した着陸料の収入額及び 世帯数により各空港関係市町村に按分し、これに同項の加算すべき額を加算し、又は同項の減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 前二項の規定は、航空機燃料譲与税を空港関係都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときについて準用する。この場合において、第一項中「空港関係市町村」とあるのは「空港関係都道府県」と、「着陸料の収入額 又は世帯数」とあるのは「区域内の空港関係市町村に係る着陸料の収入額 又は世帯数」と、「第四条」とあるのは「第四条及び第四条の二」と、「空港関係都道府県」とあるのは「空港関係都道府県」と

、前項中「各空港関係市町村」とあるのは「各空港関係都道府県」と、「及び第四条」とあるのは「から第四条の二まで」と読み替えるものとする。

4 略

附 則

(空港関係市町村に係る世帯数の特例)

2 当分の間、第三条第二項本文に規定する世帯数が零となつた場合において、第四条第五項及び第六項の規定によつて補正された前年度の世帯数が百以上千以下であつたときは、当該零となつた年度に限り、第二条第三項本文に規定する世帯数は、第三条第二項本文及び第四条第一項の規定にかかわらず、当該前年度の世帯数に〇・五を乗じて得た数とす

るものとする。

るものとする。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号） 第七條の二の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所 統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業 者数について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号） 第七條の二の規定は、法第二百八十二条第二項に規定する事業所 統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業 者数について準用する。</p>